

所有する土地の「正確な地図」を作ります

地籍調査を実施

平成27年度から市内全域を対象に地籍調査を実施しています。今年度は、松之郷の一部の区域で実施予定です。

対象となる土地の所有者の方へは、7月ごろから説明資料を送付します。ご理解、ご協力をお願いします。

◆地籍調査とは

一筆ごとの土地について、土地所有者の立ち会いを経て、地番・地目・面積などを明確にし、簿冊（地籍簿）と正確な地図（地籍図）を作成するための調査です。

◆地籍調査のメリット

①土地所有者の費用負担は原則不要です。
※所有権移転登記などの手続きは行政では行いません。

②土地トラブルを未然に防止したり、土地取引の円滑化が図れます。

③災害からの速やかな復旧が図れます。

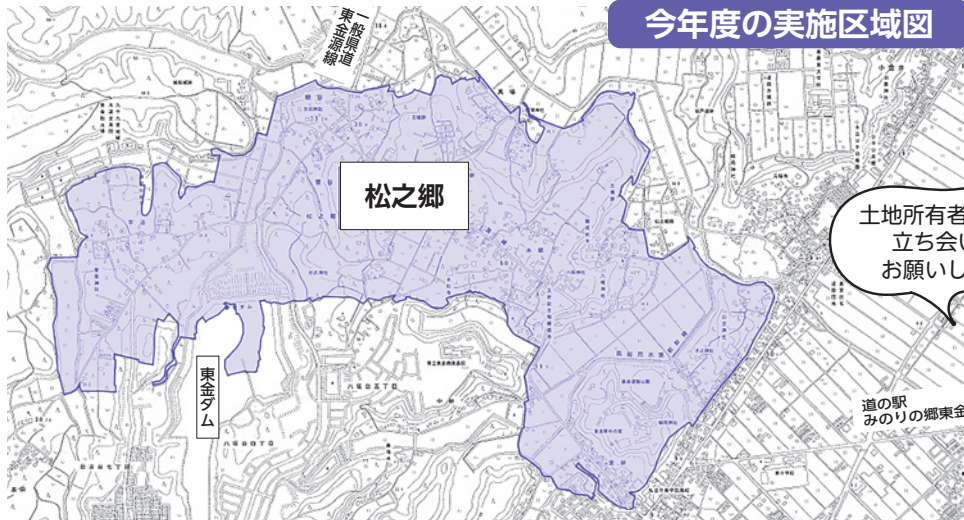
④固定資産税などの課税の適正化に役立ちます。

問い合わせ▼建設課

☎(50)1221



今年度の実施区域図



土地所有者の方は立ち会いをお願いします



地籍調査の流れ

①説明資料の送付

調査対象の土地の所有者に説明資料を送付し、地籍調査の内容や必要性についてお知らせします。

②一筆地調査（現地調査）

一筆ごとの土地について、土地の所有者の方の立ち会いのもとで、自分の土地と隣人の土地の境界確認をするともに、地番や地目などの調査を行います。

※地籍調査では、この一筆地調査がとて重要です。



③地籍測量

一筆ごとに位置を決め、測量を行います。各筆の筆界点をもとに正確な地図（地籍図）を作り、面積を測ります。

④成果の閲覧

一筆地調査と地籍測量により作成した「地籍簿」と「地籍図」の案を、土地の所有者の方が確認する機会を設けます。ここで確認された結果が、最終的な地籍調査の成果になります。

⑤法務局に送付

「地籍簿」と「地籍図」の写しを法務局に送付します。法務局では「地籍簿」をもとに登記簿を修正し、公図の代わりに「地籍図」を法務局に備え付けの正式な地図とします。

以後、法務局では地籍調査の成果を不動産登記の資料として活用します。



体を動かしてリフレッシュしませんか

児童館ママ体操

お子さんを別室でお預かりすることもできます。

とき▼7月5日(金)午前10時～11時

対象▼市内在住の乳幼児とその保護者

定員▼先着6名

持ち物▼ヨガマットまたは大判バスタオル、飲み物

※動きやすい服装でご参加く

ださい。

締切▼7月2日(火)

申込・問い合わせ▼児童館

☎(50)1235



いのちを守る赤十字活動

東金市赤十字奉仕団 一日赤十字



赤十字活動を知ってもらえるよう、東金市赤十字奉仕団が開催します。

とき▼6月25日(火)午後1時30分～3時30分

ところ▼東金文化会館小ホール

内容▼講義Ⅱ令和6年能登半

島地震での日本赤十字社千葉県支部の対応について
実技Ⅱ三角巾法講習
※申込不要です。直接会場にお越しください。

問い合わせ▼社会福祉課

☎(50)1233

施設ボランティアを知ってみよう！ やってみよう！

ボランティア養成講座

とき▼①6月28日(金)午前9時30分～正午②7月1日(月)午後3時～5時

ところ▼①ゆりの木苑②ゆいすぽーと（いずれもふれあいセンター集合）

対象▼市内在住の方

定員▼各日先着6名

締切▼6月24日(月)

申込方法▼電話、FAXまたは

はEメールで①住所②氏名③連絡先を伝えて申し込み

申込・問い合わせ▼ボランティア・市民活動センター（社会福祉協議会）

☎(52)5198

FAX(52)8227

MAIL togane.shakyo@cronos.ocn.ne.jp

相談ガイド

市などの公共機関で行う相談です。すべて無料ですので気軽にご相談ください。

相談名	とき	ところ	問い合わせ	内容・備考
消費生活相談	毎週月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 10:00～12:00、13:00～15:00	消費生活センター(市役所3階)	消費生活センター ☎(50)1238	悪質商法などの消費者トラブルや多重債務でお困りの方の相談に応じます(電話相談可)
職業相談	毎週月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 9:30～17:00	市役所別棟1階	地域職業相談室 ☎(52)1104	職業紹介やパソコン検索が利用できます 雇用保険受給手続きは管轄のハローワークにて受け付けます
交通事故相談	7/1㊿10:00～15:00	市役所402会議室	消防防災課 ☎(50)1119	保険請求・示談などの交通事故の相談(要予約)
人権・行政相談	6/17㊿、7/16㊿13:00～16:00	市役所202会議室	総務課 ☎(50)1117	人権上の悩みや、国の業務への要望などの相談
家庭児童相談	毎週月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 9:00～16:00	子育て支援課内	家庭児童相談室 ☎(50)1168	子育て上の悩みや親子関係、虐待などの相談に応じています
こころのお悩み相談	6/28㊿、7/26㊿ 10:00～12:00(要電話予約)	ふれあいセンター視聴覚室	中核地域生活支援センターさんネット ☎(77)7531	精神保健福祉士や社会福祉士などの相談支援職が家庭や職場内の悩み、身近な人の引きこもりなどの相談に応じています
専門(弁護士)相談	①6/19㊿、②7/17㊿、③7/24㊿ 10:00～16:00 (予約＝①受付中、②7/10㊿～、③7/17㊿～、電話のみ)	ふれあいセンター視聴覚室	社会福祉協議会 ☎(52)5198	先着10名、初期相談に限ります(1人30分) 相談内容によっては別の日程を案内することがあります
心配ごと相談	第2・第4火曜日(祝休日の場合は翌平日) 13:30～16:30	ふれあいセンター視聴覚室	社会福祉協議会 ☎(52)5198	日常生活の中のちょっとした困りごとをご相談ください
ボランティア相談	毎週月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 13:00～17:00	ボランティアセンター(ふれあいセンター2階)	社会福祉協議会 ☎(52)5198	活動に興味がある、活動をしたい、依頼したいなどの相談
子育て相談	毎週月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 15:00～17:00(要電話予約)	簡易マザーズホーム(ふれあいセンター2階)	簡易マザーズホーム ☎(54)1197	乳幼児の発達に関する心配ごとについて
家庭教育相談	毎週月～金曜日(祝休日・年末年始を除く) 9:00～16:00	市役所別棟2階	家庭教育相談室 ☎(54)0783	不登校や進路など家庭での教育に関するさまざまな相談

※移動交番、保健ガイド（ふれあいセンターの健診・教室・相談、予防接種、山武健康福祉センターの検査・相談）、休日当番医ガイドは、毎月1日号に掲載しています。